

平成21年度第1回評議員会議事録

日 時 平成21年6月17日(水) 14:00～

場 所 品川プリンスホテル メインタワー 24階「軽井沢」

出席者 山本(陸上競技)、青木(水泳)、飯田(テニス)、浅見(ボート)、寺崎(ボクシング)、萩原(バレーボール)、二木(体操)、木内(バスケットボール)、大島(レスリング)、前田(セーリング)、岡本(ウェイトリフティング)、市原(ハンドボール)、笠井(ソフトテニス)、前原(卓球)、大山(軟式野球)、山内(馬術)、入角(ソフトボール)、来栖(ライフル射撃)、福本(剣道)、木本(近代五種・バイアスロン)、真下(ラグビーフットボール)、藤田(カヌー)、島田(アーチェリー)、栗原(空手道)、君塚(アイスホッケー)、川井(銃剣道)、小澤(なぎなた)、相澤(ボウリング)、後(野球)、萩原(少林寺拳法)、遠藤(ゲートボール)、宮本(パワーリフティング)、園山(グラウンド・ゴルフ)、片桐(トライアスロン)、島貫(エアロビック)、勇崎(北海道)、佐々木(岩手)、川口(秋田)、佐藤(山形)、柳田(茨城)、野田(群馬)、三戸(埼玉)、荒川(千葉)、中野(東京)、石原(神奈川)、望月(山梨)、棚橋(新潟)、島田(長野)、中沖(富山)、柱山(石川)、丹羽(福井)、山梨(静岡)、臼井(愛知)、岩名(三重)、橋本(滋賀)、橋詰(京都)、吉井(兵庫)、松本(奈良)、森岡(和歌山)、田淵(鳥取)、安井(島根)、松井(岡山)、久保田(広島)、佐竹(山口)、五ノ坪(香川)、中山(徳島)、松永(福岡)、高谷(長崎)、渚(大分)、末永(鹿児島)、富田(沖縄)、黒川(スポーツ芸術)、帖佐(学経)、福山(学経)、小野(学経)、日比野(学経)の各評議員

(代理出席) 久田(スケート・堀内)、千葉(バドミントン・関根)、田中(バウンドテニス・衣笠)、石森(宮城・佐藤)、の各団体役員

(委任) 田嶋(サッカー)、林(スキー)、永井(ホッケー)、鈴木(自転車)、田中(相撲)、山本(フェンシング)、小野沢(柔道)、鈴木(弓道)、尾形(山岳・田中)、渡辺(クレール射撃)、高波(ボブスレー・リュージュ)、東(綱引)、村岡(武術太極拳)、岩上(ゴルフ)、齋藤(カーリング)、村越(オリエンテーリング)、永田(トランポリン)、蝦名(青森)、国井(福島)、安納(栃木)、石樽(岐阜)、林田(大阪)、

大亀（愛媛）、刈谷（高知）、杉町（佐賀）、八十田（熊本）、坂口（宮崎）、吉田（障害者スポーツ）、三辻（中体連）、高橋（女子体連）、坂田（学経）、梅村（学経）、日枝（学経）、松本（学経）、下重（学経）の各評議員以上議長に委任

（理事）森会長、佐治副会長、森副会長、岡崎専務理事、泉常務理事、尾崎常務理事、小林、坂本、相良、篠宮、田中、常山、福島、松田、山本の各理事

（監事）片岡監事、中村監事

（公認会計士）菊池公認会計士

評議員総数 115 名、うち出席 77 名、代理出席 5 名、委任 33 名、計 115 名で寄附行為第 32 条により評議員会成立。

議事録署名人として、前田（セーリング）、望月（山梨県）両評議員を指名した。

議 案

第 1 号 平成 20 年度事業報告及び決算について （岡崎専務理事）

「21 世紀の国民スポーツ振興方策 スポーツ振興 2008」を策定後の初年度となる平成 20 年度の事業は、当初の事業計画に基づき、国民スポーツの普及・振興に関する事業として、国民スポーツ推進キャンペーンをはじめ、各種事業を実施した旨、資料に基づき概要を説明。

決算については、「財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録、財務諸表に対する注記）」及び収支計算書を作成し、資料に基づき次のとおり説明。収入については、当期収入合計 56 億 5 千 3 万 3 千 4 9 円に、前期繰越収支差額 1 億 9 百 9 万 3 千 2 百 8 6 円を加えた 57 億 6 千 3 万 6 千 3 百 3 5 円が収入総額となり、予算額に対して 7 億 1 千 3 百 8 万 5 千 3 百 3 5 円の増となった。予算額に対して大きく変動のあった内容は、「補助金等収入」については、文部科学省委託金、競輪公益資金補助金、スポーツ振興くじ助成金において、各事業規模が縮小となったことによる減額。「寄付金収入」については、財界募金及び一般寄付金において、東京オリンピック・パラリンピック招致寄付金の取扱いと加盟団体の免税募金収入の増加による増額。「登録料収入」については、公認スポーツ指導者の登録更新率の増加による増額。「事業収入」については、国民スポーツ推進キャンペーン協賛金収入及び広報出版事業収入の減額。

また、支出については、当期支出合計が 56 億 5 千 3 百 3 万 4 千 3 百

89円となった。予算額に対して大きく変動のあった内容は、「事業費」については、国民体育大会等事業費、生涯スポーツ関係事業費、スポーツ指導者育成関係事業費をはじめとする各種事業費において、経費の節約執行及び事業規模縮小による減額。寄付金交付事業費、国民スポーツ推進キャンペーン事業費等において、指定寄付金の増加、加盟団体免税募金の増加並びに都道府県体育協会財源確保事業の拡充などによる増額。「管理費」については、本会運営にかかわる事務諸費等の節約執行による減額。「固定資産取得支出」については、館内照明器具取替等の経費による増額。

このことから当期収支差額がマイナス3百2万1千3百40円となるが、これに前期繰越収支差額1億9百93万3千2百86円を加えた次期繰越収支差額は、1億6百91万1千9百46円となった。

本会の財政状況を「財務諸表」で見ると、資産の合計は46億2千3百53万9千2百87円、負債の合計は14億2千8百14万9千8百15円となることから、正味財産合計は31億9千5百38万9千4百72円となる。その内訳は、一般正味財産30億9千2百82万9千5百12円及び寄付者の意志により特定の目的等に用途が制約される指定正味財産1億2百55万9千9百60円となることを説明し、事業報告及び決算案について諮り、原案どおりこれを承認。

第2号 平成21年度第1次補正予算について (岡崎専務理事)

平成21年度予算については、去る3月25日開催の平成20年度第2回評議員会において、公営競技団体等補助金・助成金等の内定があり次第、第1次補正予算を編成し、改めて審議する旨の承認を得ていた。この度、収入において、補助金等収入の減額内定があったこと、寄付金収入、登録料収入および事業収入の減額が見込まれること、特定資産取崩収入の減額処置を行うこと、平成20年度決算で生じた繰越金を計上したこと、支出において各種事業規模の見直しによる減額となったことなどを踏まえ、平成21年度第1次補正予算を編成した。

補助金等収入については、文部科学省委託金および競輪公益資金補助金等が減額内定となったこと、スポーツ振興くじ助成金が増額内定となったことにより、合計で現行予算額に対して1千1百78万3千円減の24億2千2百12万8千円を計上した。

寄付金収入において、昨年度実績を考慮し、7百75万3千円減の12億8百72万2千円を計上した。

登録料収入において、スポーツ少年団登録料の昨年度実績を考慮し、4

百70万円減の7億7千3百45万円を計上した。

事業収入については、日本スポーツマスターズ大会協賛社の減および各種教本販売収入において減収が見込まれることなどにより、7千3百10万円減の14億1千86万3千円を計上した。

特定資産取崩収入については、特別事業引当特定資産として積立っている創立100周年記念事業費の特定資産を取り崩さなくてもよくなったことにより、2千2百万円減の2億1千4百30万円を計上した。

以上により収入総額は、現行予算額に対して1億1千9百33万6千円減の61億4千2百14万2千円となるが、前期繰越収支差額1億6百91万2千円を加え、62億4千9百5万4千円を計上した。

支出については、事業費全体では、現行予算額に対して1千2百42万4千円減の54億4百26万2千円を計上した。主な変更点として、生涯スポーツ関係事業費は、文部科学省委託金の減額などに伴い、各種事業の見直しを行ったことによる減額。スポーツ少年団関係事業費は、登録料収入の変更に伴う組織整備事業費の減額、日独スポーツ少年団同時交流の参加人数減少に伴う経費の見直しによる減額。子どもの体力向上事業費は、文部科学省委託金の減額に伴う経費の見直しによる減額。

これらにより支出総額は、現行予算額に対して1千2百42万4千円減の62億4千9百5万4千円を計上した。

以上の内容を資料に基づき説明の後語り、原案どおりこれを承認。

第3号 役員人事について

(森会長)

東海ブロック理事候補者選出県である三重県体育協会から、去る6月11日付文書にて、所属ブロック構成県の内諾を得た上で、田中敏夫理事(三重県体育協会理事長)に代わり、岩名秀樹評議員(三重県体育協会会長)を後任の理事候補者として推薦する旨の届出があった。

本会加盟都道府県体協からの理事については、寄附行為第23条第2項第2号により、加盟都道府県体協が評議員のうちから推薦し、評議員会において選任するとなっていることから、東海ブロックから推薦された岩名秀樹氏を本会理事に選任することについて語り、これを承認。

なお、任期については、現任者の残任期間、平成21年6月17日から平成23年3月31日までとなることを報告。

報告事項

1. 日本体育協会創立100周年記念事業「絵画」「作文」コンクールについて (尾崎専務理事)

去る6月4日開催の平成21年度第1回100周年記念事業準備委員会で応募要領を決定した。この事業の趣旨は、日本体育協会が平成23年に創立100周年を迎えることを契機に、子どもたちにみんなでスポーツをすることの楽しさ・素晴らしさなどへの理解を深めてもらうことを目的として、スポーツをテーマとした絵画・作文のコンクールを行う旨を掲載した。応募資格は、「小学生・中学生」とし、「スポーツの楽しさ、素晴らしさ等」をテーマに絵画もしくは作文で表現いただくこととし、応募期間については、本年8月から10月末とした旨を報告。

2. 一般財団法人嘉納治五郎記念国際スポーツ研究・交流センターの設立について (岡崎専務理事)

本会の創設者であり、日本・アジアからの初代IOC委員として国内外のスポーツ振興に大きな貢献をされた嘉納治五郎先生の理念のもと、オリンピック教育プログラムの支援、ドーピング防止活動、スポーツ国際交流・協力等の活動を通し、スポーツの発展と国際的なオリンピック・ムーブメントの促進などを目的とした、「嘉納治五郎記念国際スポーツ研究・交流センター」が設立された。本会としては、センター設立の趣旨に賛同し、本会創立100周年記念事業の一環として位置づけ、日本オリンピック委員会、日本アンチ・ドーピング機構、東京都スポーツ文化事業団とともに設立団体のひとつとして名を連ねたこと、また、センターの役員として、本会から、会長に森会長、評議員に佐治副会長、監事に岡崎専務理事が就任した旨を報告。

その他

・「スポーツ基本法制定」並びに「スポーツ省(庁)の設置」要望書の提出について (岡崎専務理事)

去る6月4日に本会加盟団体および準加盟団体に対して案内した「スポーツ基本法の制定」並びに「スポーツ省(庁)の設置」に関して、6月8日から11日まで、221名の関係国会議員に対して陳情活動を実施した。中央競技団体等の陳情については、本会会長、日本オリンピック委員会会長および中央競技団体等会長の連名での要望書による陳情活動を行った。都道府県体育協会の陳情は、本会会長、日本オリンピック委員会会長および都道府県体育協会会長の3者連名での要望書による陳情活動を行った。更に、都道府県体育協会に対

しては、6月12日付文書により、都道府県体育協会に加盟する各競技団体と連携して、各都道府県競技団体会長と都道府県体育協会会長の連名での要望書による地元選出の関係国会議員に対する陳情活動を依頼した旨を報告するとともに、「スポーツ基本法の制定」及び「スポーツ省（庁）の設置」に関し、スポーツ界が総力をあげて強く支持、支援することに関する協力を依頼した。

・新規協賛企業の参入について (岡崎専務理事)

国民スポーツ推進キャンペーンについては、オフィシャルパートナーとして「ロッテ株式会社」、サポーターズカンパニーとして「株式会社日本航空インターナショナル」から内諾を得た。現在、契約に向け事務的な手続きを進めており、本年度については、この2社を含め、オフィシャルパートナーが6社、サポーターズカンパニー4社となっている。

また、企業協賛を導入して3大会目となる第65回国民体育大会冬季大会への協賛社として、家具・インテリア用品販売で北海道札幌市に本社がある「株式会社ニトリ」から北海道応援基金として冬季国体全体へ5百万円を協賛いただくことが内定。スキー競技会のゼッケンスポンサーとして、スキー・登山用品等小売の「株式会社ICI石井スポーツ」と1千万円の協賛契約を締結した旨を報告。

・評議員名簿等の配付資料について (岡崎専務理事)

本日現在の評議員名簿の他、平成20年度の事業報告及び本会の役割などについて、理解を得るための広報出版物「スポーツ・フォア・オール2009」、「日本体育協会創立100周年記念事業PR用リーフレット」及び「スポーツ安全保険に関する資料」の配付について報告。

・評議員会後の日程について (岡崎専務理事)

引き続き、退任役員等に対する感謝状の贈呈式を行い、その後、第12回秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式及び同祝賀会を行うことを報告。

質疑応答

田淵評議員（鳥取県）

スポーツ基本法の制定に関連し、スポーツ基本法については、法案の内容が不明であることから、陳情活動を行うにあたり、法案の内容が不明なまま陳情活動を行うことができないため、スポーツ基本法の内容がわかる資料をいただきたい。その上で、陳情活動を行いたい。

岡崎専務理事

本会でも法案の詳細については把握できていないが、法案の基本骨子であれば本会でも把握できていることから、この骨子をお渡ししたい。

森会長

スポーツ基本方法については、多年、スポーツ立国調査会において議論され、概ねの素案について出来上がっており、現在、スポーツ立国調査会ワーキンググループにおいて検討しているところである。現在は、スポーツ振興議員連盟を通じ、各党において素案に関する議論をしているところである。これから更に法案成立に向けた取組みを行うが、そのために、皆さんをはじめとするスポーツ関係の方々にご協力をいただき、法案成立を実現していきたい。

スポーツ省（庁）の設置については、スポーツ基本法が成案となった後に省（庁）の設置となるため、まずはスポーツ基本法の成立が大変重要となることをお伝えする。

遠藤評議員（ゲートボール）

公益法人制度改革に伴う移行に関し、日本体育協会はどのような方向性で取組むのか、現状を教えていただきたい。

岡崎専務理事

日本体育協会では、現在、事務局において取組みに対する検討を行っているところであり、今年度中に準備を整え対応していきたいと考えている。従って、総合企画委員会での検討、理事会での審議という段階には至っていない状況であることをご理解いただきたい。基本的には、日本体育協会としては、公益財団法人を目指す方向で今後検討を行っていききたい。内閣府公益認定等委員会から提供されている移行のための手続内容等を十分確認した上で、準備を取り進めたいと考えている。加盟団体におかれては、今後の対応に関する相談が必要な場合は、本会へご連絡いただければ、知りうる範囲で対応させていただきたいと考えている。

意見・要望

田淵評議員（鳥取県）

国民体育大会実施競技の見直しに関し、国体改革に関連して、軟式野球競技の取扱い、国体の意義について再考して欲しい旨、再度、要望を行いたい。この内容は、鳥取県体育協会として機関決定した上で、要望させていただいてい

ることである。その要望書については、今後どのように取扱うのか伺いたい。

次に、国民体育大会はスポーツ振興法に定められているとおり、日本国民のための日本固有の大会であり、オリンピック競技大会や世界選手権大会のための選手強化のための大会ではないことから、選手の育成のために国民体育大会を位置づけるということは、大会の趣旨とは異なるのではないか。更に20年前に日本オリンピック委員会が独立したことは、国際競技大会への派遣のための選手強化は、日本オリンピック委員会において取組むものと理解していたが、現在の日本体育協会は、日本オリンピック委員会の取組みに傾倒している感があり、国民スポーツの振興という、日本体育協会の取組むべき方向性と異なってきていると考えられる。再度、国民のためのスポーツ大会である国民体育大会の意義を国体委員会委員の方々、理事の方々認識いただきたいことを要望する。国民体育大会は、決して、オリンピック競技大会や世界選手権大会の下書きをする大会ではないことを申し上げたい。また、国民体育大会は、日本体育協会と競技団体だけで開催しているものではなく、文部科学省、開催都道府県も共催している。ブロック大会においては、ブロック大会開催都道府県の教育委員会、競技団体、体育協会がそれぞれの役割分担において、責任をもって運営している。その様な形態で大会運営していることから、もう少し、地方の意見というものを大事にして欲しい、日本体育協会の理事会は、もう少しそういうところの意見を聞くべきである。特に、今回の実施競技の見直しに関しては、都道府県体育協会の意見聴取は行ったかもしれないが、都道府県におけるスポーツ振興の責務を担う都道府県教育委員会の意見を聞いたのか。国民体育大会にかかわる内容については、都道府県をはじめとする、地方の意見を聞いていただきたい。また、これまでの国体改革の内容は、競技団体と慎重な協議を行い、当事者が納得した上で、参加人数の縮小などが行われてきた。しかし、今回の軟式野球の隔年実施競技としての決定については、全く競技団体が納得していない状況で実施されることとなり、この決定は異常である。例えば、軟式野球競技も3種別あったものを1種別に縮小したが、これは競技団体として納得の上で実現していることである。近く、新しい委員で編成された国体委員会が開かれるとのことだが、とにかく私どもの要望なり、競技団体の要望というものをもう一度真剣に聞いて欲しい。私自身が納得できないのは、実施競技に関し、一旦決めたから、これはもう覆らない、覆さないという姿勢である。政治家ではなく、スポーツ団体であることから、関連の団体やスポーツに携わる人たちの意見を聞いて欲しいと考える。

次に、最近耳にしたことだが、日本水泳連盟は水球競技に大学生を2名ほど参加させるとのことである。その目的は、ロンドンのオリンピックに水球競技

を出場させるために選手を強化することである。とんでもない話です。国民体育大会の少年の部は、実態は高校生、中学生が参加するものである。実際は、学校の部活動として、教育活動として行われている延長線上に国民体育大会の少年の部というものがある。我々は、少年の部に出場する生徒は公欠扱いとしている。先生、監督は、鳥取県では出張扱いとしている。本来の教育活動を行うという考えでいることから、公務としている。教育活動から目を離してしまうのであれば、生徒は公欠扱いではなく、欠席扱いとなり、指導する教員、監督は、公務扱いとすることができなくなりかねない。その様な事態になった場合は、本来、実質的に高等学校の体育活動、教育活動であるものに対する教育的配慮が薄れていってしまう。子どもたちの体育活動について、もう少し教育的に配慮して欲しいことを申し上げたい。今回の内容は日本水泳連盟に関することであるが、各競技団体についても、同様のことが言える。私は教育的な視点というものを全てにおいて考え、子どもたち、中学生や高校生が参加するスポーツ活動は、全て教育的な視点で考えている。今回の水球種目への大学生の参加は、年齢が近いかもしれないが、体力的、技術的には大差がある。その様なことは、選手強化に繋がるかもしれないが、国民体育大会を利用して、オリンピック競技大会に出場するためのジュニア強化を行うことは何事であるか。国民体育大会がオリンピック競技大会のためにあるわけではないということをはっきり申し上げたい。国民体育大会の少年の部への参加に関しては、日本国民のスポーツ振興、健康づくり、スポーツに親しむ態度の育成などの教育的な要素が十分ある。従って、もう少し教育的な視点を、いろんな人の考え方の中に取り入れて欲しい。ここにたくさんのスポーツの関係者がおられるが、どうもスポーツ第一で教育的視点というのが後回しになっており、教育的にはどのような効果があるかなどという発想が非常に抜けているというのを聞いている。国民体育大会に子どもたちが参加するのも、教育の一環である。そういう観点から、もう少し教育的な視点を取り入れて、役員は考えていただきたいということ、更には国体委員会では特に教育的視点を念頭においた議論を行って欲しいということ要望したい。

泉委員長

ご指摘、ご要望いただいた点については、今年度より新たな委員による国体委員会が編成されたことから、真摯に受け止め、慎重に国体委員会において協議、検討していきたい。しかしながら、国体委員会は、複数の都道府県体育協会選出委員、開催県関係者も含めての委員会編成となっていることから、幅広く、色々な立場の方から意見をいただきながら協議していることについては、

ご理解をいただきたい。

実施競技見直しにおける軟式野球競技の取扱いについては、隔年競技としての決定を受けたことに伴い、全日本軟式野球連盟においては、国体対策委員会を設置された。そして、去る6月11日にはその委員会の方々と、国体のあり方、軟式野球競技の今後のあり方について、鋭意、意見交換をさせていただいているところであり、次期の実施競技見直しに向けて、真摯に取り組ませていただいていることもご理解いただきたい。

日本水泳連盟の水球競技の改善の提案については、今後、改めてご意見をいただいた上で、国体委員会において、教育的な視点、オリンピック競技大会との関係についても十分念頭に置き、検討していきたい。

森会長

日本体育協会は日本オリンピック委員会に追随する団体であってはならないと考えて、これまでも日本体育協会は取組んできたと考えている。

全ての競技団体に教育的見地に関する配慮が欠けていると理解できるご意見があったが、各競技団体では、スポーツに携わる仲間として、それぞれの立場で、スポーツ振興のために、子どもたちのこと、選手等のことを考えていると取組んでいることはご理解いただきたい。

以上の全議事を終え、15時15分閉会。